

令和4年度鳥取県計画に関する
事後評価

令和5年11月
鳥取県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

【医療分】

- 行った
- 行わなかった

(令和4年度)

令和4年度の事後評価については、令和5年12月開催予定の鳥取県医療審議会及び鳥取県地域医療対策協議会で議論する予定。

【介護分】

- 行った
- 行わなかった

(令和4年度)

新型コロナにより未開催。令和5年度内に開催予定。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

—

2. 目標の達成状況

令和4年度鳥取県計画に規定した目標を再掲し、令和4年度終了時における目標の達成状況について記載。

■鳥取県全体（目標と計画期間）

鳥取県においては、医療機関の役割分担と連携、在宅医療・介護の確保、医療・介護従事者の確保と資質の向上等の課題を解決し、医療や介護が必要な者が、地域において安心して生活できるよう以下を目標に設定する。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

希望すれば在宅で療養できる地域の実現に向け、在宅医療（歯科・薬科を含む。）を推進する。

（ア）在宅医療を調整する拠点を整備し、在宅医療を提供する機関の連携や多職種の連携を強化（ただし、市町村の範囲を超える事業が対象）

（イ）在宅医療を担う機関を整備・充実するとともに、人材を確保・育成

（ウ）かかりつけ医を持つこと、医療機関の機能分担、在宅医療などを住民へ啓発

【定量的な目標値】

・訪問診療を実施する診療所・病院数の増加：172 か所（R2）→195 か所（R5）

※令和4年度：186 か所

・県内訪問看護師数の増加：347 人（R2）→427 人（R4）

・在宅療養支援歯科診療所の増加：46 か所（R3）→67 か所（R5）

※令和4年度：57 か所

・訪問診療実施件数の増加：7,970 件（R2）→8,170 件（R5）

※令和4年度：8,070 件

・西部圏域において県外の療養介護サービスを利用している重度障がい者等の減少：11 名（R1）→5 名（R5）

④ 医療従事者の確保に関する目標

継続した医療提供体制の確保に向け、質の高い医療人材の育成・定着を進める。

（ア）質の高い医療人材を養成・確保

（イ）高度・多様化する医療に対応できる医療人材のキャリア形成

（ウ）就労環境の整備・改善などにより医療従事者等の負担軽減及び定着促進

【定量的な目標値】

・産科・産婦人科医師数の維持：70.2 名（R3）→70.2 名（R4）

・県内就業助産師数の維持：257 人（R2）→257 人（R4）

- ・県内就業看護職員数の増加：10,234人（R2）→10,314人（R4）
- ・実施主体における NICU 専任医師数の維持：25名（R3）→25名（R4）
- ・女性医師数の増加：191人（R3）→193人（R4）
- ・歯科衛生士の復職者数：2名（R3：2名）
- ・新人看護職員の離職率の低下：2.4%（R3）→2.3%（R4）
- ・看護職員の離職率の低下：7.8%（R3）→7.7%（R4）
- ・県内の認定看護師登録者数の増加：156人（R3）→157人（R4）
- ・看護学生の県内就業者数の維持：260人（R3）→260人（R4）
- ・休日の小児救急医療体制の確保日数の維持：休日69日（R3）→休日69日（R4）
- ・東部圏域の臨床研修病院における臨床研修医の増加：18人（R4 研修開始）→20人（R5 研修開始）
- ・腎臓専門医等の認定に向け腎センターで養成する医師数：5名（R4）
- ・病院勤務医師数の増加：1,186人（R3）→1,210人（R4）
- ・乳児死亡率の低下：3.2%（H27）→1.9%（R5）
※令和4年度：1.9%
- ・二次救急医療機関の小児救急患者受入者数の減少：8,090人（R3）→7,900人（R4）
- ・救急搬送人員に占める軽症患者の割合の減少：32.6%（R3）→32.0%（R4）
- ・県立歯科衛生専門学校の入学者の維持：35人（R4年度入学）→35人（R5年度入学）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

鳥取県においては、介護職員の増加（134人／年）を目標とする。その際、労働市場の動向や介護分野への定着状況を踏まえ、特に介護未経験者に対する介護や介護の仕事に対する理解促進、介護分野への高年齢者層の参入促進及び介護職員の離職防止等の対策を進める。

- ・介護の入門的研修の開催 受講者60人
- ・介護助手制度の導入支援 10事業所

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要があり、本県においても医療機関が実施する労働時間短縮に向けた取組に対して支援を行うことにより、勤務医の働き方改革を推進する。

【定量的な目標値】

- ・医師の時間外労働の上限規制に該当する県内の医療機関数：4機関→2機関

⑦ 計画期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日

□鳥取県全体（達成状況）

【医療分】

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・訪問診療を実施する診療所・病院数の増加：172 か所（R2）→195 か所（R5）

※令和4年度：調査年でないため算出できない。

（参考）診療報酬において在宅医療関係の加算を算定する診療所・病院数：
147 か所（R4.4）→150 か所（R5.4）

- ・県内訪問看護師数の増加：347 人（R2）→ — 名（R4）

※調査結果が未公表のため不明。

（参考）鳥取県訪問看護支援センターの調査による訪問看護師数：435 人（R4）

- ・在宅療養支援歯科診療所の増加：46 か所（R3）→67 か所（R5）

※令和4年度：44 か所（R5.4.1時点）

（参考）訪問診療対応歯科診療所：82 か所（各地区在宅歯科医療連携室調べ）

- ・訪問診療実施件数の増加：7,970 件（R2）→8,170 件（R5）

※令和4年度：調査年でないため算出できない。

（参考）訪問診療実施件数：5,814 件（H29）

診療報酬において在宅医療関係の加算を算定する診療所・病院数：
147 か所（R4.4）→150 か所（R5.4）

- ・西部圏域において県外の療養介護サービスを利用している重度障がい者等の減少：
11 名（R1）→ — 名（R5）※事業実施を令和5年度に延期

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・産科・産婦人科医師数の維持：70.2 名（R3）→66.2 名（R4）

- ・県内就業助産師数の維持：257 人（R2）→ — 人（R4）

※調査結果が未公表のため不明。

（参考）県独自調査における県内就業助産師数：245 人（R3.6）→266 人（R4.6）

- ・県内就業看護職員数の増加：10,234 人（R2）→ — 人（R4）

※調査結果が未公表のため不明。

（参考）県独自調査における県内就業看護職員数：7,892 人（R3.6）→8,176 人
（R4.6）

- ・実施主体における NICU 専任医師数の維持：25 名（R3）→28 名（R4）

- ・女性医師数の増加：191 人（R3）→207 人（R4）

- ・歯科衛生士の復職者数：5 名（R3：2 名）

- ・新人看護職員の離職率の低下：2.4%（R3）→7.2%（R4）

- ・看護職員の離職率の低下：7.8%（R3）→8.6%（R4）

- ・県内の認定看護師登録者数の増加：156 人（R3）→157 人（R4）

- ・看護学生の県内就業者数の維持：260 人（R3）→218 人（R4）

- ・ 休日の小児救急医療体制の確保日数の維持：休日 69 日（R3）→休日 69 日（R4）
- ・ 東部圏域の臨床研修病院における臨床研修医の増加：18 人（R4 研修開始）→20 人（R5 研修開始）
- ・ 腎臓専門医等の認定に向け腎センターで養成する医師数：16 名（R4）
- ・ 病院勤務医師数の増加：1,186 人（R3）→1,227 人（R4）
- ・ 乳児死亡率の低下：3.2%（H27）→1.9%（R5）
※令和 4 年度：1.3%
- ・ 二次救急医療機関の小児救急患者受入者数の減少：8,090 人（R3）→12,348 人（R4）
- ・ 救急搬送人員に占める軽症患者の割合の減少：32.6%（R3）→36.8%（R4）
- ・ 県立歯科衛生専門学校の入学者の維持：35 人（R4 年度入学）→27 人（R5 年度入学）

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

- ・ 医師の時間外労働の上限規制に該当する県内の医療機関数：4 機関→3 機関

2) 見解

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 「訪問診療を実施する診療所・病院数」については、令和 4 年は調査年でないため比較できないが、診療報酬において在宅医療関係の加算を算定する医療機関数が前年度と比較して増加していることから、在宅医療の推進に対して一定の効果が認められる。
- 「県内訪問看護師数」については、令和 4 年の調査結果が未公表であるため比較できないが、鳥取県訪問看護支援センターが実施した調査結果では目標を上回っており、目標を達成しているものと考えられる。
- 「在宅療養支援歯科診療所」については、昨年より減少し目標を下回ったが、訪問診療が可能な歯科診療所は相当数存在しており、各地区の歯科医師会に設置されている在宅歯科医療連携室と連携しながら必要な歯科医療を提供している。
- 「訪問診療実施件数」については、令和 4 年は調査年でないため比較できないが、直近の調査結果を比較すると大幅に増加していること（5,814 件（H29）→7,970 件（R2））、診療報酬において在宅医療関係の加算を算定する医療機関数が前年度と比較して増加していることから、在宅医療に関する医療体制の充実に対して一定の効果が認められる。

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 「産科・産婦人科医師数」については、主に病院勤務医師数が減少したことにより、目標達成には至らなかった。
- 「県内就業助産師数」「県内就業看護職員数」については、令和 4 年の調査結果が未公表であるため比較できないが、県独自調査では増加していることから、一定の事業効果が認められる。

- 「新人看護職員の離職率」については、前年を大幅に上回り目標に到達できなかった。短期間で他施設に転職した者が急増しており、新型コロナウイルス感染症の影響による実習不足により、自身の適性に応じた就職先の選択が困難だったことが一因として考えられる。
- 「看護職員の離職率」が増加した一因として、定年退職者と県内他施設への転職者の増加が考えられる。
- 「看護学生の県内就業者数」が減少した一因として、県内養成施設の卒業者数の減少と県外出身者の増加が考えられる。
- 「二次救急医療機関の小児救急患者受入者数」「救急搬送人員に占める軽症患者の割合」については、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少傾向であったものが、平時の水準に戻りつつあるものとする。
- 「県立歯科衛生専門学校の入学者」については、近年増加傾向にあったものの、受験者数が昨年より10名以上減少し、入学者数が減少した。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

- 「医師の時間外労働の上限規制に該当する県内の医療機関数」については、計画していた時間外削減の達成が困難として特例水準の指定を目指す医療機関が増加したことにより、目標に到達しなかった

上記以外の目標については達成した。

3) 改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 「訪問診療を実施する診療所・病院数」「訪問診療実施件数」については、訪問診療を行う医療機関等への設備整備支援を継続するとともに、各圏域の在宅医療連携拠点を中心に地域における在宅医療提供体制を構築することで、在宅医療に取り組む医療機関及び訪問診療実施件数の増加を図る。
- 「在宅療養支援歯科診療所」については、在宅歯科医療連携室の運営支援や、訪問歯科衛生士の養成のために必要な研修の開催支援等を実施することで、目標達成を図る。

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 「産科・産婦人科医師数」については、分娩手当の支給による処遇改善の取組支援により、医師の負担軽減に寄与することで、目標達成を図る。
- 「県内就業助産師数」については、待機手当の支給による処遇改善の取組支援や実践能力の取得・向上のための研修会の開催により離職を防止することで、目標達成を図る。
- 「県内就業看護職員数」「看護職員の離職率」については、各種研修の受講支援

によるスキルアップ支援、病院内保育所の運営費支援による子育てとの両立支援や、医療クラークの配置による勤務環境改善などの総合的な取組の実施により、目標達成を図る。

- 「新人看護師の離職率」については、就業後の研修体制の充実と看護師等養成所における教育の充実が重要であることから、新人職員研修の実施支援、看護師等養成所の運営支援や看護教員・実習指導者の養成支援等による教育環境の充実といった総合的な取組の実施により、離職率の低下を図る。
- 「看護学生の県内就業者数」については、看護師等養成所の運営支援や養成施設の設備等の整備、看護教員・実習指導者の養成支援等の総合的な取組の実施により教育環境を向上させることで、目標達成につなげる。
- 「二次救急医療機関の小児救急患者受入者数の減少」「救急搬送人員に占める軽症患者の割合の低下」については、医師・看護師による小児救急の電話相談事業や、小児の保護者及び一般県民への普及啓発により適正受診を促進し、目標達成を図る。
- 「県立歯科衛生専門学校の入学者」については、入学試験を例年より1ヶ月ほど前倒しで実施することで、より多くの者が受験する機会を確保し、入学者数の維持・確保を図る。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

- 「医師の時間外労働の上限規制に該当する県内の医療機関数」については、対象医療機関を再調査し、必要な支援を実施することで、時間外勤務の削減を図る。

4) 目標の継続状況

- 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

【介護分】

1) 目標の達成状況

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

(ア) 介護の入門的研修の開催 受講者60人 →R4実績 62人

(イ) 介護助手制度の導入支援 10事業所 →R4実績 11事業所に対して支援
(導入実績：126事業所 163人)

2) 見解

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

(ア) 介護の入門的研修の開催 受講者60人

介護の入門的研修の令和4年度受講者は62人(R3年度56人)となり、目標の受講者数60人を達成した。少しずつではあるが、例年受講者数は増加傾向であ

り、県民への周知を図っていく。また、修了者のうち3人が介護分野へ就労するなど、介護人材のすそ野拡大につながった。

(イ) 介護助手制度の導入支援10事業所

介護助手制度について、令和4年度は、説明会等実施により11事業所に対して支援を行った。令和4年度末現在126事業者が導入し、前年度の導入事業所118事業所から8事業所の増となり増加傾向にある。163名の元気高齢者が介護助手として採用されており、介護分野への就労促進とともに、職場環境の改善につながった。

3) 改善の方向性

概ね目標について達成した。

4) 目標の継続状況

- 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 県東部（目標と計画期間）

① 県東部の医療と介護の総合的な確保に関する目標

県東部では、医療機関の役割分担と連携、在宅医療・介護の確保、医療・介護従事者の確保と資質の向上等の課題が存在しており、これらの課題の解決に向け精力的に取り組む。

② 計画期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

□ 県東部（達成状況）

【医療分】

県東部の目標の達成状況は、県全体に準じる。

■ 県中部（目標と計画期間）

① 県中部の医療と介護の総合的な確保に関する目標

県中部では、医療機関の役割分担と連携、在宅医療・介護の確保、医療・介護従事者の確保と資質の向上等の課題が存在しており、これらの課題の解決に向け精力的に取り組む。

② 計画期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

□県中部（達成状況）

【医療分】

県中部の目標の達成状況は、県全体に準じる。

■県西部（目標と計画期間）

① 県西部の医療と介護の総合的な確保に関する目標

県西部では、医療機関の役割分担と連携、在宅医療・介護の確保、医療・介護従事者の確保と資質の向上等の課題が存在しており、これらの課題の解決に向け精力的に取り組む。

② 計画期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日

□県西部（達成状況）

【医療分】

県西部の目標の達成状況は、県全体に準じる。

3. 事業の実施状況

令和4年度鳥取県計画に規定した事業について、令和4年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業区分2：居宅等における医療の提供に関する事業

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 1（医療分）】 在宅医療連携拠点事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 17,255千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	地区医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢化の進展や地域医療構想の推進に伴い、高齢患者の増加、在宅医療の需要の増加が見込まれるため、医療と介護の連携を図り、受け皿としての在宅医療の提供体制の確保、更なる充実を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標： ・訪問診療を実施する診療所・病院数の増加：172か所（R2）→195か所（R5） ※令和4年度：186か所</p>	
事業の内容（当初計画）	在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援、地域の医療・介護関係者による協議の場の定期開催、地域の医療・介護資源の機能等の把握・情報提供や地域包括支援センター等との連携など、連携拠点として在宅医療を推進するための取組を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療に関する協議会・講演会等の開催：30回 地域連携パス推進に関する協議会等の開催：10回 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療に関する協議会・講演会等の開催：36回 地域連携パス推進に関する協議会等の開催：13回 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> 訪問診療を実施する診療所・病院数の増加：172か所（R2）→195か所（R5） ※令和4年度：調査年でないため算出できない。（参考） ・診療報酬において在宅医療関係の加算を算定する診療所・ 	

	<p style="text-align: center;">病院数：147 か所（R4.4）→150 か所（R5.4）</p> <p>（1）事業の有効性</p> <p>医療・介護資源の活用に係る検討や、退院後や終末期の支援に係る多職種連携研修の実施、市町村や病院と連携したパス運用改善に係る協議会等の開催、在宅医療に関する協議会や講演会等を開催することで、地域の医療従事者の職種を超えた連携や圏域ごとの課題検討が進んでいる。</p> <p>アウトカム指標については令和4年度が調査年でないため比較できないが、診療報酬において在宅医療関係の加算を算定する医療機関数が前年度と比較して増加しており、在宅医療の推進に対して一定の効果が認められることから、令和5年度の目標達成に向け、継続した取組を行う。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>事業者へのヒアリングにより、補助対象経費の精査を行っている。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 2 (医療分)】 在宅医療推進のための看護師育成支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 16,000 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取大学医学部附属病院	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携の推進のためには、病院看護師の在宅医療の理解を深めるとともに、訪問看護師の確保の強化を図る必要がある。 ・現状では訪問看護師は不足しており、訪問看護師の不足の要因、課題として、知識や技術の不足、看護師自身の在宅看護への意識の低さなどがある。 ・訪問看護ステーションに従事している看護職の9割弱が「やりがいがある」と回答しており、在宅医療も高度化する中、継続就労のためにはスキルの強化を図る必要がある。 	
	アウトカム指標 <ul style="list-style-type: none"> ・県内訪問看護師数の増加：347人(R2)→427人(R4) 	
事業の内容(当初計画)	入院中から在宅生活を意識した新卒看護師等の育成及び訪問看護師の養成や、訪問看護能力強化による訪問看護師の離職防止支援などの看護人材育成に対し助成を行う。	
アウトプット指標(当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下コース受講者数 171人/年 ①在宅生活志向をもつ看護師育成コース ②在宅医療・看護体験コース ③訪問看護能力強化コース 	
アウトプット指標(達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下コース受講者数 172人/年 ①在宅生活志向をもつ看護師育成コース ②在宅医療・看護体験コース ③訪問看護能力強化コース 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・県内訪問看護師数の増加：347人(R2)→—人(R4) ※調査結果が未公表のため不明。 (参考) ・鳥取県訪問看護支援センターの調査による訪問看護師数：435人(R4) 	
	(1) 事業の有効性 本事業により、関係機関における在宅医療や訪問看護への理解・関心が浸透し、医療機関における退院前カンファレンスの実	

	<p>施や退院前後の訪問看護の実施が増加している。</p> <p>また、訪問診療や訪問看護ステーションの実習等により、地域の医療機関と連携し、地域・居宅における患者のケアを担っていく必要性についても理解が深まり、訪問看護師確保に向けた体制の整備と今後の在宅医療推進の連携強化につながっている。</p> <p>アウトカム指標については統計調査の結果が未公表のため把握できないが、鳥取県訪問看護支援センターが実施した調査結果では目標を上回っており、目標を達成しているものとする。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業実施主体が看護教育を行う鳥取大学であり、企画・実施など教育のスキームが確立されており、質の高い人材育成を円滑に実施できる。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 3 (医療分)】 訪問看護ステーションサテライト設置事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,800 千円
事業の対象となる区域	県東部	
事業の実施主体	訪問看護ステーション	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、増加が見込まれる在宅患者に対して、適切な医療サービスが供給できるよう在宅医療にかかる提供体制の維持が必要。 ・在宅医療の受け皿として、訪問看護ステーションが担う役割は重要であり、訪問看護ステーション数は年々増加する一方で、小規模ステーションを中心に経営的に不安定なことから、廃止・休止となるステーションも多い。 ・中山間地域等は交通の便が悪く訪問件数も限られることから、効率的な事業経営が困難であり、サテライトの設置など訪問看護の効率的な実施を支援することで、中山間地域等を中心に在宅医療にかかるサービス提供を維持していくことが必要。 	
	アウトカム指標 ・県内訪問看護師数の増加：347 人 (R2) →427 人 (R4)	
事業の内容 (当初計画)	高齢者や中山間地域等において、住み慣れた地域での療養生活を支えるため、訪問看護を行うステーションのサテライトを設置するための事務所設置等に要する経費を補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・訪問看護ステーションサテライト設置支援：1カ所	
アウトプット指標 (達成値)	・訪問看護ステーションサテライト設置支援：—	
事業の有効性・効率性	—	
	(1) 事業の有効性 — (2) 事業の効率性 — ※事業者の意向により、令和4年度の実施を中止。(令和5年度に実施予定。)	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 4 (医療分)】 訪問看護師確保支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 69,560 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	訪問看護ステーション等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の高齢化の進展に応じて、需要増が見込まれる在宅医療や看取りに関わる看護職員、医療の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職員の育成・確保が必要。一方で、特に小規模な事業所（訪問看護等）においては、職員数が少なく、現任教育や新任教育を受ける体制が整いにくく、資質の向上が図りにくい。 ・また、緊急対応など 24 時間対応体制が必要な医療依存度の高い利用者などに対応するため、夜間・休日においても緊急呼出待機の体制が取られているが、現在の 24 時間 365 日の訪問看護対応体制が継続するよう処遇改善を図る必要がある。 	
	アウトカム指標 <ul style="list-style-type: none"> ・県内訪問看護師数の増加：347 人 (R2) →427 人 (R4) 	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員のスキルアップの一環として、訪問看護職員養成講習会に看護職員を参加させる施設に対する受講者の人件費を助成する。 ・週 24 時間以上勤務する新人訪問看護師を新たに雇用し、新人訪問看護師に同行する (先輩) 看護師の人件費を助成する。 ・訪問看護の救急呼出 (オンコール) に備えて看護師が自宅等において待機した場合の手当 (待機手当) を支給する事業所に対して経費を助成する 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護職員養成講習会参加者数：12 人 (R4) ・新人訪問看護師採用数：29 人 (R4) ・訪問看護師待機手当を支給する事業所数：52 事業所 (R4) 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護職員養成講習会参加者数：11 人 (R4) ・新人訪問看護師採用数：34 人 (R4) ・訪問看護師待機手当を支給する事業所数：58 事業所 (R4) 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・県内訪問看護師数の増加：347 人 (R2) → ー 人 (R4) ※調査結果が未公表のため不明。 (参考) <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県訪問看護支援センターの調査による訪問看護師数： 	

	<p>435人 (R4)</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>訪問看護ステーションは小規模な事業所が多く現任教育や新任教育を受けづらい環境にある中、研修受講や新人同行訪問に係る人件費支援により研修等の受講機会を確保し、訪問看護師の質の向上を図っている。また、待機手当の支給支援により、24時間体制で対応している訪問看護師の処遇改善を行うことで、訪問看護師の確保・定着に寄与している。</p> <p>アウトプット指標のうち、訪問看護職員養成講習会参加者数は目標に到達しなかったが、事業者の希望が少なかったことが原因であり、やむを得ないと考える。アウトカム指標については統計調査の結果が未公表のため把握できないが、鳥取県訪問看護支援センターが実施した調査結果では目標を上回っており、目標を達成しているものとする。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業者へのヒアリングにより、補助対象経費の精査を行っている。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.5 (医療分)】 在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業	【総事業費】 (計画期間の総額) 19,329 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県歯科医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>在宅療養者は、口腔の健康等を保つことが困難であり、歯科治療が必要であるにも関わらず歯科治療を受診する方が少ない。訪問歯科診療の広報・啓発を行うとともに、訪問歯科診療希望者の窓口の充実、機器等の整備及び訪問歯科衛生士の養成支援を行う必要がある。</p> <p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅療養支援歯科診療所の増加：46 か所 (R3) →67 か所 (R5) ※令和4年度：57 か所 	
事業の内容 (当初計画)	在宅歯科医療に係る患者、歯科医療機関との調整、相談業務等の在宅歯科医療の提供に資する取組を行う在宅歯科医療連携室の運営及び在宅歯科医療を行う医療機関の施設整備に対して支援を行う。また、通院が困難な在宅患者の元に訪問し、口腔ケアの指導等に従事する歯科衛生士を養成するため、必要な研修の実施に係る支援を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> 訪問歯科実施件数：420 件 (R4) 在宅歯科医療研修会延べ受講者数：300 名 (R4) 訪問歯科衛生士養成研修会延べ受講者数：80 名 (R4) 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> 訪問歯科実施件数：275 件 (R4) (参考) 相談件数：632 件 (R3) →856 件 (R4) 在宅歯科医療研修会延べ受講者数：270 名 (R4) 訪問歯科衛生士養成研修会延べ受講者数：— 名 (R4) ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催中止 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養支援歯科診療所の増加：46 か所 (R3) →67 か所 (R5) ※令和4年度：44 か所 (R5.4.1時点) (参考) 訪問診療対応歯科診療所：82 か所 (各地区在宅歯科医療連携室調べ) <p>(1) 事業の有効性</p> <p>アウトプット指標が目標に到達しなかった理由として、訪問歯科実施件数については電話相談のみで完結する案件が多かった</p>	

	<p>ことが考えられるが、相談件数自体は増加していることから、一定の効果が得られていると考える。研修受講者数については新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる。</p> <p>アウトカム指標についても目標に到達しなかったが、訪問診療が可能な歯科診療所は相当数存在しており、在宅歯科医療連携室と連携しながら必要な歯科医療を提供している。</p> <p>引き続き、在宅歯科に係る人材育成、患者からの相談業務、歯科医療機関との調整等の実施を通じて、在宅歯科医療に係る提供体制の強化を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業者へのヒアリングにより、補助対象経費の精査を行っている。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 6 (医療分)】 在宅医療推進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 35,873 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	訪問診療を行う医療機関、訪問看護ステーション等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後、増加が見込まれる在宅患者に対して、適切な医療サービスが供給できるよう在宅医療にかかる提供体制の強化が必要。</p> <p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療実施件数の増加：7,970 件 (R2) →8,170 件 (R5) ※令和4年度：8,070 件 ※実施件数は医療施設調査に基づく。 	
事業の内容 (当初計画)	訪問看護・在宅医療の充実、精神科在宅復帰等を推進するため、訪問診療、訪問看護、リハビリテーション等に必要な施設・設備整備を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・在宅医療の提供体制の充実を図る医療機関への支援数 (20 か所 / 年)	
アウトプット指標 (達成値)	・在宅医療の提供体制の充実を図る医療機関への支援数 (14 か所 / 年)	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療実施件数の増加：7,970 件 (R2) →8,170 件 (R5) ※令和4年度：調査年でないため算出できない。 ※実施件数は医療施設調査に基づく。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療実施件数：5,814 件 (H29) ・診療報酬において在宅医療関係の加算を算定する診療所・病院数：147 か所 (R4.4) →150 か所 (R5.4) <p>(1) 事業の有効性</p> <p>訪問診療に必要な設備等を整備する事業者に対して支援を行うことで、県内事業者の在宅医療提供体制の充実が図られている。</p> <p>アウトプット指標は未達成となったが、事業者の整備計画の見直しによるものであり、必要な事業所には支援を行っていることから、特段の問題はないと考える。</p> <p>アウトカム指標については令和4年度が調査年でないため比較できないが、直近の調査 (H29→R2) では大幅に増加するとともに、診療報酬において在宅医療関係の加算を算定する医療機関</p>	

	<p>数が前年度と比較して増加しており、在宅医療の推進に対して一定の効果が認められることから、令和5年度の目標達成に向け、継続した取組を行う。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する補助金交付手続きを迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 7 (医療分)】 重度障がい者・難病患者居宅療養支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 38,500 千円
事業の対象となる区域	県西部	
事業の実施主体	博愛病院	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県西部圏域においては、人工呼吸器の装着等、医療必要度が高く長期療養が必要な慢性期患者の療養先が不足している状況があり、在宅療養が困難な場合、療養病床の長期入院や、圏域外の入所施設（鳥取医療センター・松江医療センター等での療養介護等）への転出を強いられており、西部圏域の継続課題となっている。	
	アウトカム指標 ・西部圏域において県外の療養介護サービスを利用している重度障がい者等の減少：11名（R1）→5名（R5）	
事業の内容（当初計画）	医療法人が整備する医療必要度の高い重度障がい者・難病患者を受け入れる入所施設に対して、医療機器等の導入に係る経費の支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・設備整備医療機関等：1か所	
アウトプット指標（達成値）	・設備整備医療機関等：—	
事業の有効性・効率性	—	
	(1) 事業の有効性 — (2) 事業の効率性 — ※事業者の意向により、令和4年度の実施を中止。（令和5年度に実施予定。）	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 8 (医療分)】 訪問看護支援センター事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 13,030 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅医療の需要の増加が見込まれる中、訪問看護サービスの安定的供給及び在宅医療の推進体制の強化を図り、不足する訪問看護師を確保するためには、訪問看護事業に係る人材育成、経営支援、普及活動等への支援が必要。	
	アウトカム指標 ・県内訪問看護師数の増加：347 人 (R2) →427 人 (R4)	
事業の内容 (当初計画)	人材育成機能、経営支援機能、普及活動機能を備えた鳥取県訪問看護支援センターの運営を公益社団法人鳥取県看護協会に委託する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師養成講習会受講者：22 人 (R4) ・フォローアップ講座受講者：118 人 (R4) ・訪問看護出前講座：12 回 (R4) ・訪問看護ステーションの経営支援：5 か所 (R4) 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師養成講習会受講者：22 人 (R4) ・フォローアップ講座受講者：200 人 (R4) ・訪問看護出前講座：13 回 (R4) ・訪問看護ステーションの経営支援：4 か所 (R4) 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・県内訪問看護師数の増加：347 人 (R2) → — 人 (R4) <p>※調査結果が未公表のため不明。 (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県訪問看護支援センターの調査による訪問看護師数：435 人 (R4) <p>(1) 事業の有効性</p> <p>人材育成支援・経営支援等の取組みにより、訪問看護サービスの安定的供給及び在宅医療の推進体制の強化につながっている。</p> <p>アウトプット指標のうち、訪問看護ステーションの経営支援実施数は目標に到達しなかったが、事業者の希望が少なかったことが原因であり、やむを得ないとする。</p> <p>アウトカム指標については令和4年の調査結果が未公表のため把握できないが、鳥取県訪問看護支援センターが実施した調査</p>	

	<p>結果では目標を上回っており、目標を達成しているものと考え る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県看護協会に委託して実施することにより、人材育成、経営支 援、普及活動を効率的に行うことができる。</p>
その他	

事業区分 4 : 医療従事者の確保に関する事業

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 9 (医療分)】 産科医等確保支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 41,675 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	分娩を取り扱う病院、診療所	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	分娩を取り扱う産科医・助産師の処遇を改善し、その確保を図る必要がある。 アウトカム指標 ・産科・産婦人科医師数の維持：70.2名(R3)→70.2名(R4)	
事業の内容(当初計画)	産科医・助産師に対して支給する分娩手当の一部の補助を行う。また、有床診療所においては、外部医師に帝王切開を依頼した場合に支給する手当の一部を補助する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	・補助対象医療機関数：11機関	
アウトプット指標(達成値)	・補助対象医療機関数：11機関	
事業の有効性・効率性	・産科・産婦人科医師数の維持：70.2名(R3)→66.2名(R4) (1) 事業の有効性 病院に勤務する産科・産婦人科医師数が令和3年度と比較して3名減少した影響が大きく、アウトカム指標は目標に到達しなかったが、分娩手当の支給支援により、過酷な勤務環境による医師不足が懸念される産科医等の処遇改善に繋がっている。 (2) 事業の効率性 事業者へのヒアリングにより、補助対象経費の精査を行っている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 10 (医療分)】 助産師待機手当支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 6,302 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	分娩を取り扱う病院、診療所	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>時を選ばない分娩に対応するため、参加医療機関は夜間・休日においても助産師・看護師を確保する必要があるが、他の診療科にはない勤務環境の過酷さなどから確保が困難な状況がある。</p> <p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内就業助産師数の維持：257人 (R2) → 257人 (R4) 	
事業の内容 (当初計画)	<p>分娩の際の救急呼び出しに備えて、助産師・看護師が自宅等において待機した場合に、待機1回につき手当を支給する医療機関に対し、その一部を助成する。(なお、待機の日に実際に呼び出しのあった場合は、その日を控除する。)</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・助産師待機手当支給件数：1,272件 (R3) → 1,300件 (R4) 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・助産師待機手当支給件数：1,272件 (R3) → 836件 (R4) 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・県内就業助産師数の維持：257人 (R2) → 一人 (R4) <p>※調査結果が未公表のため不明。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県独自調査における県内就業助産師数：245人 (R3.6) → 266人 (R4.6) <p>(1) 事業の有効性</p> <p>従事者の負担となりうる待機業務に対する手当の支給を支援することで、人材の維持・確保に寄与している。</p> <p>アウトプット指標については、令和4年度から分娩の取扱いを休止している医療機関があるため前年を下回ったが、実績に応じて必要な手当は全て支給できている。</p> <p>アウトカム指標については令和4年の調査結果が未公表のため把握できないが、県独自調査では助産師数が増加していることから、一定の事業効果が認められる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業者へのヒアリングにより、補助対象経費の精査を行って</p>	

	る。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 1 1 (医療分)】 新生児医療担当医確保支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,820 千円
事業の対象となる区域	県西部	
事業の実施主体	鳥取大学医学部附属病院	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	職務の複雑さや就労環境等が特殊なことから小児科医師の負担が過重となっており、医師不足が懸念されていることから、処遇改善を図る必要がある。 アウトカム指標 ・実施主体における NICU 専任医師数の維持：25 名 (R3) →25 名 (R4)	
事業の内容 (当初計画)	NICU において新生児を担当する医師の処遇改善を目的として支給される NICU に入院する新生児に応じて支給される手当 (新生児担当医手当) を支給する医療機関に対して補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	新生児医療担当医手当支給件数：163 件 (R3) →163 件 (R4)	
アウトプット指標 (達成値)	新生児医療担当医手当支給件数：163 件 (R3) →180 件 (R4)	
事業の有効性・効率性	・実施主体における NICU 専任医師数の維持：25 名 (R3) →28 名 (R4) (1) 事業の有効性 分娩手当の支給支援により、過酷な勤務環境による医師不足が懸念される産科医等の処遇改善と分娩提供体制の維持に寄与している。 (2) 事業の効率性 事業者へのヒアリングにより、補助対象経費の精査を行っている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.1 2 (医療分)】 女性医師就業環境整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,645 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県済生会境港総合病院、西伯病院等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県内の女性医師数が増加傾向にあることから、女性医師のための就業環境整備の必要性が高まっている。女性医師が働きやすい環境整備を行うことで女性医師の就業継続や復職支援を図る。</p> <p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性医師数の増加：191人 (R3) →193人 (R4) 	
事業の内容 (当初計画)	女性医師が働きやすい環境整備を促進することにより、就業の継続、復職を支援するため、女性医師の就業環境の改善、充実に必要なハード事業の実施経費を補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・女性医師の就業環境整備：3箇所	
アウトプット指標 (達成値)	・女性医師の就業環境整備：1箇所	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> 女性医師数の増加：191人 (R3) →207人 (R4) <p>(1) 事業の有効性 女性医師が働きやすい就業環境の整備により、就業継続及び復職支援を行うことで、女性医師の増加に繋がっている。 アウトプット指標が目標に到達しなかったが、事業者の計画変更によるものであり、やむを得ないとする。</p> <p>(2) 事業の効率性 各医療機関のニーズを踏まえた整備であり、効率的な支援が可能である。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.13 (医療分)】 歯科衛生士復職支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 841 千円
事業の対象となる区域	県西部	
事業の実施主体	鳥取県西部歯科医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>歯科衛生士の不足状況の改善にあたり、結婚、出産により職を離れた者の復職を支援する必要があるが、そのためには復職に不安を抱える歯科衛生士等の技術面での支援及び相談体制の整備が必要。(参考：西部歯科医師会が西部地区の歯科診療所に調査を行ったところ、半数近くの診療所が自院の歯科衛生士は十分でないと回答した。)</p> <p>仕事と家庭の両立や知識、技術面での不安、勤務先の条件面での折り合いがつかないなど、再就職を希望していても復職に至らない場合も多いため、希望者に対して継続的にフォローアップしていく必要とあり、復職に結び付けていく必要がある。</p>	
	<p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士の復職者数：2名 (R3：2名) 	
事業の内容 (当初計画)	出産・育児等の理由で離職した歯科衛生士の再就職に対する地区歯科医師会の取組について支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士復職支援講習会開催：1回 (R4) ・講習会参加人数：10人 (R4) 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士復職支援講習会開催：1回 (R4) ・講習会参加人数：10人 (R4) 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士の復職者数：5名 (R3：2名) <p>(1) 事業の有効性</p> <p>長期にわたって離職していた復職希望者は、知識面・技術面に不安要素を感じていることから、最新の治療等に関する講習会の開催により、それらの不安要素をフォローすることで、スムーズな復職に繋がっている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>地区歯科医師会が実施する研修等に対して支援を行うことで、歯科衛生士のニーズにあった事業を効率的に実施できる。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.1 4 (医療分)】 新人看護職員研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 35,512 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の実施主体	渡辺病院、三朝温泉病院、米子東病院等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医療の高度化や医療安全に対する意識の高まりなど、県民ニーズの変化を背景に、臨床現場で必要とされる臨床実践能力と看護基礎教育で習得する看護実践能力との間に乖離が生じ、新人看護職員の離職理由の一因となっている。</p> <p>新人看護職員を採用した県内病院の多くは新人看護職員研修事業を実施しているが、組織的な体制づくりや研修方法、研修時間等は各病院に任されており、研修内容に差がある。また、新人採用が少ない病院や小規模病院等は、自病院で十分な新人研修を実施しにくい状況にある。</p>	
	<p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 新人看護職員の離職率の低下：2.4% (R3) →2.3% (R4) 	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> 新人看護職員の早期離職防止、質の向上を図るため、国の示した「新人看護職員研修ガイドライン」に基づき、基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施する病院等に補助する。 全ての新人が必要な研修を受けることができるよう、新人看護職員研修を自施設で完結できない医療機関の新人看護職員を受け入れた病院及び新人看護職員を派遣した病院に対し補助する。 病院等が行う研修の充実を図るとともに、新人育成における施設間の格差をなくすため、新人看護職員の研修を行う教育担当者・実地指導者に対する研修を実施する。 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> 新人看護職員研修の研修者数 (240 人) 研修施設数 (20 施設) 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> 新人看護職員研修の研修者数 (241 人) 研修施設数 (21 施設) 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> 新人看護職員の離職率の低下：2.4% (R3) →7.2% (R4) 	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>医療機関が実施する新人看護師研修の費用を支援することで、新人看護師の基本的な臨床実践能力の獲得と早期離職の防止に</p>	

	<p>寄与している。また、自施設では研修を完結できない他医療機関の新人看護師を研修に受入れた場合の支援制度を設けることで、小規模施設の職員も充実した研修を受けることが可能である。</p> <p>新人看護職員の離職率は前年を大幅に上回り目標に到達できなかった。短期間で他施設に転職した者が急増しており、新型コロナウイルス感染症の影響による実習不足により、自身の適性に応じた就職先の選択が困難だったことが一因として考えられる。</p> <p>新人看護職員の離職防止のためには、就業後の研修体制の充実と養成所の教育環境の充実が重要であることから、本事業に加え、看護師等養成所への支援や実習指導者の養成支援等の総合的な取組みを通じて離職率の低下を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>可能な限り事業の早期決定又は適時の着手が図られるよう事業者に対する補助金交付手続きを迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 15 (医療分)】 助産師資質向上支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 684 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の実施主体	鳥取県看護協会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	助産師に求められる基本能力や知識・技術に対する研修を行い、助産師の資質及び実践力向上を図る必要がある。	
	アウトカム指標 ・新人看護職員の離職率の低下：2.4% (R3) →2.3% (R4) ・看護職員の離職率の低下：7.8% (R3) →7.7% (R4)	
事業の内容 (当初計画)	助産師の資質向上のために必要となる研修用備品を整備するとともに、助産師の実践能力向上のための研修会を開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・県内産科医療機関の助産師の研修会受講参加者数 (100 人/年)	
アウトプット指標 (達成値)	・県内産科医療機関の助産師の研修会受講参加者数 (124 人/年)	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員の離職率の低下：2.4% (R3) →7.2% (R4) ・看護職員の離職率の低下：7.8% (R3) →8.6% (R4) <p>(1) 事業の有効性</p> <p>新人助産師から経験を有する助産師まで、それぞれの段階で求められる実践能力の取得・向上の機会を確保することで、離職防止に寄与している。</p> <p>新人看護職員・看護職員の離職率ともに前年を上回り、目標に到達できなかった。新人看護職員については短期間で他施設に転職した者が急増しており、新型コロナウイルス感染症による実習不足により、自身の適性に応じた就職先の選択が困難だったことが一因として考えられる。看護職員全体については、定年退職者と県内他施設への転職者の増加が一因と考えられる。</p> <p>新人看護職員の離職防止のためには、就業後の研修体制の充実と養成所の教育環境の充実が重要であることから、本事業に加え、看護師等養成所への支援や実習指導者の養成支援等の総合的な取組みを通じて離職率の低下を図る。</p> <p>看護職員全体の離職率については、各種研修の受講支援によるスキルアップ支援、病院内保育所の運営費支援による子育てとの</p>	

	<p>両立支援、医療クラークの配置による勤務環境改善等の総合的な取組みを通じて、離職率の低下を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>日頃より様々な研修を主催し、ノウハウの蓄積のある鳥取県看護協会が本研修を実施することにより、より効率的で質の高い研修を実施することが可能である。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 16 (医療分)】 認定看護師及び認定看護管理者養成研修 受講補助事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 11,198千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の実施主体	渡辺病院、県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・高度化・専門化する医療や多様化するニーズに対応するため、高い専門性を有する認定看護師の養成が必要。 ・より質の高い組織的看護サービスの提供及び看護職員が働き続けられる職場環境改善を図るため、認定看護管理者の養成が必要である。 	
	アウトカム指標 <ul style="list-style-type: none"> ・県内の認定看護師登録者数の増加：156人(R3)→157人(R4) ・看護職員の離職率の低下：7.8%(R3)→7.7%(R4) 	
事業の内容(当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・看護ケアの向上を図るため、認定看護師の養成に係る経費の助成を行う。 ・認定看護管理者の配置を促進することにより、質の高い組織的看護サービスの提供及び看護職員が働き続けられる職場環境改善を図るため、認定看護管理者の養成に係る経費の助成を行う。 	
アウトプット指標(当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・認定看護師養成研修受講者：7人/年 ・認定看護管理者養成研修受講者：3人/年 	
アウトプット指標(達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・認定看護師養成研修受講者：9人/年 ・認定看護管理者養成研修受講者：4人/年 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の認定看護師登録者数の増加：156人(R3)→157人(R4) ・看護職員の離職率の低下：7.8%(R3)→8.6%(R4) <p>(1) 事業の有効性</p> <p>多様化・高度化する医療ニーズに対応する高い専門性を備える看護師の養成、また管理者として勤務環境の改善等のマネジメント能力を備えた看護師の養成に寄与している。</p> <p>看護職員の離職率は目標に到達できなかったが、その要因として、定年退職者と県内他施設への転職者の増加が考えられる。</p> <p>各種研修の受講支援によるスキルアップ支援、病院内保育所の運営費支援による子育てとの両立支援、医療クラークの配置による勤務環境改善等の総合的な取組を通じて、離職率の低下を図る。</p>	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>可能な限り業者の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する補助金交付手続きを迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 17 (医療分)】 看護師等養成所運営事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 189,103 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県東部医師会、鳥取市医療看護専門学校、米子医療センター等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	継続した医療提供体制の確保に向け、質の高い医療・介護人材の育成・確保が必要である。	
	アウトカム指標 ・看護学生の県内就業者数の維持：260人 (R3) →260人 (R4)	
事業の内容 (当初計画)	県内に就業する看護職員を確保するため、看護師等養成所の運営費に対する支援を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・支援養成所数：3か所	
アウトプット指標 (達成値)	・支援養成所数：2か所	
事業の有効性・効率性	・看護学生の県内就業者数の維持：260人 (R3) →218人 (R4)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>県内の看護師確保は、県内養成施設を卒業した者の就業によるところが大きいため、養成施設の安定的・継続的な運営を図ることは看護職員の確保に有効である。</p> <p>看護学生の県内就業者数が昨年度を下回った一因として、県内養成施設の卒業者数の減少と県外出身者の増加が考えられる。</p> <p>本事業に加えて、養成施設の設備等の整備、看護教員・実習指導者の養成支援等の複数の事業により教育環境を充実させることで、目標達成につなげる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>補助対象を養成所に限定し、養成所の機材及び図書を整備を集中的に行っている。医療系図書については、常に最新のものをそろえておく必要があり、学校経費のみでは対応できない部分を支援することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 18 (医療分)】 看護教育教材整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,730 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県東部医師会、鳥取看護大学、米子医療センター	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	臨床現場で行われる最新の知識・技術や図書に触れ、看護知識・看護技術を習得した看護職員を確保する必要がある。	
	アウトカム指標 ・県内の看護師数の増加：10,234人(R2)→10,314人(R4)	
事業の内容(当初計画)	看護基礎教育を充実させるため、医療機関及び看護師養成所の図書・教材の整備を行う。	
アウトプット指標(当初の目標値)	・支援養成施設数：3か所	
アウトプット指標(達成値)	・支援養成施設数：3か所	
事業の有効性・効率性	<p>・県内の看護師数の増加：10,234人(R2)→—人(R4) ※調査結果が未公表のため不明。 (参考) ・県独自調査における県内就業看護職員数：7,892人(R3.6) →8,176人(R4.6)</p> <p>(1) 事業の有効性 養成所の図書・教材の整備により、看護基礎教育を充実させることで、実務に適應できる人材の育成に寄与している。 アウトカム指標については統計調査の結果が未公表のため比較できないが、県独自調査では看護職員数が増加していることから、一定の事業効果が認められる。</p> <p>(2) 事業の効率性 補助対象を養成所に限定し、養成所の機材及び図書の整備を集中的に行っている。医療系図書については、常に最新のものをそろえておく必要があり、学校経費のみでは対応できない部分を支援することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 19 (医療分)】 看護師等養成所施設整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,332 千円
事業の対象となる区域	県中部	
事業の実施主体	鳥取看護大学	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	継続した医療提供体制の確保に向け、質の高い医療・介護人材を育成・定着させるため、看護師等養成所の施設整備を行い、より良い教育環境で質の高い教育を実施する必要がある。	
	アウトカム指標 ・看護学生の県内就業者数の維持：260人 (R3) →260人 (R4)	
事業の内容 (当初計画)	看護学生の教育環境の改善を図るため、看護師等養成所の管理運営に必要な施設整備を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・施設整備を実施する養成所数：1か所	
アウトプット指標 (達成値)	・施設整備を実施する養成所数：1か所	
事業の有効性・効率性	・看護学生の県内就業者数の維持：260人 (R3) →218人 (R4)	
	(1) 事業の有効性 県内で従事する看護師は県内看護師等養成所の卒業者が多く、養成所の施設整備による教育環境の向上は養成所の生徒数確保に繋がることから、看護師確保にも有効である。 看護学生の県内就業者数が昨年度を下回った一因として、県内養成施設の卒業生数の減少と県外出身者の増加が考えられる。 本事業に加えて、養成施設の設備等の整備、看護教員・実習指導者の養成支援等の複数の事業により教育環境を充実させることで、目標達成につなげる。 (2) 事業の効率性 事業者へのヒアリング、補助内容の精査により経費削減に努めている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 20 (医療分)】 小児救急医療支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,711 千円
事業の対象となる区域	県西部	
事業の実施主体	鳥取県西部広域行政管理組合 (山陰労災病院、米子医療センター)	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	小児の急な傷病にいつでも対応できる地域の医療体制の構築が求められており、通常の診療時間外の休日・夜間の小児救急医療体制を確保する必要がある。	
	アウトカム指標 ・休日の小児救急医療体制の確保日数の維持：休日 69 日 (R3)→休日 69 日 (R4)	
事業の内容 (当初計画)	県西部区域における休日夜間の小児救急医療体制を整備するため、病院に対して必要な給与費等を補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・県西部地域で休日の小児救急医療を実施する医療機関数：2 箇所	
アウトプット指標 (達成値)	・県西部地域で休日の小児救急医療を実施する医療機関数：2 箇所	
事業の有効性・効率性	・休日の小児救急医療体制の確保日数の維持：休日 69 日 (R3)→休日 69 日 (R4) (1) 事業の有効性 本事業による休日の小児救急医療体制の確保日数は、令和3年度から継続して 69 日を維持しており、休日の小児救急医療体制の確保に効果があった。 (2) 事業の効率性 事業者へのヒアリング、補助内容の精査により経費削減に努めている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.21（医療分）】 東部保健医療圏の医療従事者のためのシミュレーションセンター整備事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 49,046千円
事業の対象となる区域	県東部	
事業の実施主体	鳥取県立中央病院	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>東部保健医療圏の「診療科別の人口10万人対医療施設従事医師数」（鳥取県医師確保計画）は、226.9名と県全体（298.1名）、全国（240.1名）と比べても低く、特に消化器内科及び循環器内科の医師数が少ない状況であり、また、近年高精度の内視鏡技術が求められており医療技術の向上が不可欠であるが、臨床件数が少なくトレーニングの機会が限られている。今後、積極的な臨床研修医の呼び込みや若手医師のスキルアップが必要である。</p> <p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 東部圏域の臨床研修病院における臨床研修医の増加： 18人（R4研修開始）→20人（R5研修開始） 	
事業の内容（当初計画）	鳥取県立中央病院に設置したシミュレーションセンターに医療技術向上のためのトレーニング機器を導入することにより、東部医療圏の医療従事者が自由に訓練できる環境を整備するとともに、臨床件数不足を補うための各種研修を実施することによりトレーニングの機会を充実させる。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象医療機関の初期・後期研修医がシミュレーターによるトレーニングを1回以上実施：対象者の80%以上 補助対象医療機関における施術前の胃・大腸カメラ及び内視鏡手術の術者や助手のトレーニングの実施：100% 医療従事者を対象としたシミュレーターを活用した教育研修の実施：年間2回以上 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象医療機関の初期・後期研修医がシミュレーターによるトレーニングを1回以上実施：対象者の65%以上 補助対象医療機関における施術前の胃・大腸カメラ及び内視鏡手術の術者や助手のトレーニングの実施：100% 医療従事者を対象としたシミュレーターを活用した教育研修の実施：1回 <p>※R5.5にシミュレーションセンター開設、上記はR5.9末時点の実施状況。今後も継続的に研修等を実施予定であり、R5年度中には当初の目標値を達成見込み。</p>	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>・東部圏域の臨床研修病院における臨床研修医の増加： 18人（R4 研修開始）→20人（R5 研修開始）</p> <p>（1）事業の有効性 高精度の医療技術が求められる一方で、臨床件数の不足により十分な経験を積むことが難しい状況にあることから、トレーニング機器により自由に訓練できる環境を整備することは、医療従事者の確保と医療技術の向上に有効である。</p> <p>（2）事業の効率性 県立中央病院のみでなく他院の医療従事者もトレーニング機器を利用可能であり、圏域全体の医療従事者の技術向上や人材育成を効率的に行うことができる。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22（医療分）】 鳥取大学医学部附属病院腎センター支援 事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 19,600千円
事業の対象となる区域	県西部	
事業の実施主体	鳥取大学医学部附属病院	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	透析を必要とする患者は増加しているが、県内の腎臓専門医は極めて少なく透析施設でも専門医が不足しており、移植医療においても少数の医師のみで対応し、移植医療の推進も不十分な状況である。 このような現状において、腎不全予防、移植・透析を含めた腎臓病治療のためには、腎疾患に携わる人材の育成が急務であり、地域で腎臓病治療を担う人材育成を重点的に推進していく必要がある。	
	アウトカム指標 ・腎臓専門医等の認定に向け腎センターで養成する医師数：5名（R4）	
事業の内容（当初計画）	鳥取大学医学部附属病院が新設する「腎センター」の運営を支援することにより、腎臓病治療の充実や専門医（腎臓専門医・透析専門医）の育成など、県内における腎疾患の医療提供体制の強化を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・腎センターを運営するための医師の確保（2名）	
アウトプット指標（達成値）	・腎センターを運営するための医師の確保（2名）	
事業の有効性・効率性	・腎臓専門医等の認定に向け腎センターで養成する医師数：16名（R4）	
	（1）事業の有効性 専門医等の育成が進み、県内における腎疾患に係る医療提供体制の強化が図られた。（令和4年度末時点：透析専門医2名、多発性嚢胞腎認定医1名、腹膜透析認定医1名、腎代替療法専門指導士1名） 本県における腎臓病診療の拠点として、腎臓病専門医等の育成や関係医療機関との病診連携体制の構築、一般県民に対する腎疾患の普及啓発等を実施することで、腎疾患の医療提供体制の強化に向けた取り組みが進んでいる。	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>医師の養成機関、研究機関である鳥取大学と連携した事業であり、専門医の育成や腎臓病治療の充実に向けた効率的な取組みが可能である。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.23 (医療分)】 鳥取県地域医療支援センター運営事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 33,646 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、地域医療を担う医師のキャリア形成支援や医師不足病院の支援等、医師確保対策を総合的に推進する必要がある。	
	アウトカム指標 ・病院勤務医師数の増加：1,186人(R3)→1,210人(R4)	
事業の内容(当初計画)	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に医師不足病院への医師の配置等を行うため、地域医療支援センターを運営する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	・医師派遣・あっせん数の増加：115人(R2)→153人(R4) ・キャリア形成プログラムの作成数の増加：115人(R2)→153人(R4) ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合の維持：100%(R2)→100%(R4)	
アウトプット指標(達成値)	・医師派遣・あっせん数の増加：115人(R2)→162人(R4) ・キャリア形成プログラムの作成数の増加：115人(R2)→162人(R4) ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合の維持：100%(R2)→100%(R4)	
事業の有効性・効率性	・病院勤務医師数の増加：1,186人(R3)→1,227人(R4)	
	(1) 事業の有効性 今後の地域医療を担う医学生及び若手医師に対して、適時、適切に個々のキャリア形成上の不安を解消しながら、返還免除要件が達成できるよう、面談等きめ細かな支援を行うことが可能であり、将来の県内医師の定着に重要な役割を果たしている。 (2) 事業の効率性 大学と連携し、大学が有する専門人材やノウハウを活用することで、各種医療制度や医療教育等に関する必要な情報を入手するとともに、学生及び若手医師の生活・勤務状況を把握し、効率的に事業を行うことができる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24（医療分）】 寄附講座（鳥取大学医学部地域医療学講座）開設事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 36,900千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取大学医学部附属病院	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療に貢献する人材育成と地域医療の発展のため、地域医療の実践と研究、教育を行うとともに、地域医療を志す医師を支援する必要がある。 アウトカム指標 ・病院勤務医師数の増加：1,186人（R3）→1,210人（R4）	
事業の内容（当初計画）	鳥取大学が設置する地域医療学講座に寄附を行うことにより、以下の事業を行う。 （1）地域医療に貢献する人材の育成 （2）地域医療に関する実践 （3）地域医療に関する研究	
アウトプット指標（当初の目標値）	・奨学生の県内定着者数の増加：78人（R3）→89人（R4）	
アウトプット指標（達成値）	・奨学生の県内定着者数の増加：78人（R3）→92人（R4）	
事業の有効性・効率性	・病院勤務医師数の増加：1,186人（R3）→1,227人（R4） （1）事業の有効性 医師を養成する大学において地域医療教育をカリキュラムに組み込むことで、学生の地域医療を担う医師に必要な知識・技術の習得とスキルアップに確実に寄与している。また、地域枠学生に対しては各種課外学習活動による地域体験を通じた地域医療への理解を醸成し、卒業後、着実に県内定着する取組を行っており、県内医師不足の解消、及び地域偏在・診療科偏在の寄与に繋がっている。 （2）事業の効率性 大学と共同で地域医療教育に取り組むことで、大学が有する専門人材・ノウハウを活用することが可能となり、効率的に事業を行うことができる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.25 (医療分)】 小児救急地域医師研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 461 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	小児の救急事例に対応できる高度な技術を持った医師を養成することで、小児救急医療体制の強化を図る必要がある。	
	アウトカム指標 ・乳児死亡率 3.2% (H27) →1.9% (R5) ※令和4年度：1.9%	
事業の内容 (当初計画)	各地区医師会に委託して、小児救急事例に対応できる小児科医の養成を目的とした研修を開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・各地区医師会において、小児科専門医による研修を年1回実施。 ・小児救急地域医師研修受講者数：50人	
アウトプット指標 (達成値)	・各地区医師会において、小児科専門医による研修を年1回実施。 ・小児救急地域医師研修受講者数：50人	
事業の有効性・効率性	・乳児死亡率 3.2% (H27) →1.9% (R5) ※令和4年度：1.3%	
	(1) 事業の有効性 小児科医・内科医師等を対象として小児救急医療に関する研修を実施することで、地域の小児救急医療体制の向上に寄与している。 (2) 事業の効率性 各地区医師会に委託することで、講師の確保や受講者の募集等を効率的に行うことができる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.26 (医療分)】 女性医師就業支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,028 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県内の女性医師は増加傾向にあることから、働きやすい環境整備を進むめ、出産・育児等による離職防止、キャリア継続を支援していく必要がある。</p> <p>アウトカム指標 ・女性医師数の増加：191人 (R3) →193人 (R4)</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>出産・育児等で一時的に業務を離れた女性医師が復職するための復帰研修プログラムを実施するとともに、研修や交流を通じて女子医学生及び女性医師の就業継続への意欲を高めることにより、女性医師が継続して働きやすい環境を整備し、将来の県医療を担う若手医師の確保を図る。</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成・継続のための研修会・交流会参加者：60人 ・医学科学生キャリア教育の実施 (2回)：210人 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成・継続のための研修会・交流会参加者：29人 ・医学科学生キャリア教育の実施 (2回)：220人 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・女性医師数の増加：191人 (R3) →207人 (R4) <p>(1) 事業の有効性 育児・介護等で一時的に業務を離れた女性医師が復帰するための復帰研修等により、女性医師が継続して働きやすい環境の整備を行うことで、将来の地域医療を担う若手医師の確保を図っている。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により研修会を定員制のオンライン形式で実施したため、アウトプット指標の一部は目標に到達しなかった。</p> <p>(2) 事業の効率性 県内の医療機関をリードする存在であり、ワークライフバランス支援センターを設置する鳥取大学に事業を委託することで、医学生を含む女性医師へのアプローチや講師の確保等を効率的に行うことができる。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.27（医療分）】 勤務環境改善支援センター運営事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 6,545千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和4年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療現場の厳しい勤務環境を改善することで、医療人材の定着及び安定的確保を図る。	
	アウトカム指標 ・病院勤務医師数の増加：1,186人（R3）→1,210人（R4） ・看護職員の離職率の低下：7.8%（R3）→7.7%（R4）	
事業の内容（当初計画）	医師、看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するため、医療機関からの相談に対し、情報提供や専門的な支援を行う。また、医療従事者の働き方改革についての広報、研修等を行う。（県医師会に委託）	
アウトプット指標（当初の目標値）	・センターの支援により勤務環境改善計画や医師勤務時間短縮計画等を策定する医療機関数：5医療機関	
アウトプット指標（達成値）	・センターの支援により勤務環境改善計画や医師勤務時間短縮計画等を策定する医療機関数：5医療機関	
事業の有効性・効率性	・病院勤務医師数の増加：1,186人（R3）→1,227人（R4） ・看護職員の離職率の低下：7.8%（R3）→8.6%（R4）	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>セミナーの開催や医療機関への個別訪問・相談対応等により勤務環境改善に取り組む医療機関を支援している。</p> <p>看護職員の離職率は前年を上回り目標に到達できなかったが、定年退職者と県内他施設への転職者が増加したことが一因と考えられる。</p> <p>本事業に加え、病院内保育所の運営費支援による子育てとの両立支援、医療クラークの配置による勤務環境改善等の総合的な取り組みを通じて、離職率の低下を図る。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>鳥取県医師会に委託しており、医師の働き方改革に向けた取り組みを効率的に行うことができる。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 28 (医療分)】 県民への適正受診啓発事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,940千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	救急医療機関に軽症患者が殺到するなど、医療関係者の負担が過重になっており、負担軽減が必要。 アウトカム指標： ・二次救急医療機関の小児救急患者受入者数の減少：8,090人 (R3) →7,900人 (R4) ※出典：小児救急医療体制の現況調べ ・救急搬送人員に占める軽症患者の割合：32.6% (R3) →32.0% (R4)	
事業の内容 (当初計画)	・保育園等において、小児の急な傷病に対する対処方法や適切な医療機関の受診等について、出前講座を実施する。 ・小児救急ハンドブックや医療機関の適切な受診を促すリーフレット等を作成・配布する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・出前講座実施回数 (3回/年) ・ハンドブック、リーフレットの配布数/年 (ハンドブック 4,000冊、リーフレット 20万枚)	
アウトプット指標 (達成値)	・出前講座実施回数 (0回/年) ※新型コロナウイルス感染症により保育園等への立入りが制限され、実施不可となった ・ハンドブック、リーフレットの配布数/年 (ハンドブック 4,000冊、リーフレット 20万枚)	
事業の有効性・効率性	・二次救急医療機関の小児救急患者受入者数の減少：8,090人 (R3) →12,348人 (R4) ※出典：小児救急医療体制の現況調べ ・救急搬送人員に占める軽症患者の割合：32.6% (R3) →36.8% (R4) (1) 事業の有効性 アウトカム指標はいずれも目標に到達しなかったが、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少傾向であったものが、平時の水準に戻りつつあるものとする。 引き続き、一般県民や小児のいる家庭に向けて医療機関の適正受信に関する啓発を行うことで、軽症患者の救急受診を抑制し、救急医療機関の負担軽減を図る。 (2) 事業の効率性 作成した小児救急ハンドブック等を県内全ての保育園等に配	

	布するとともに、医療機関の適正受診啓発リーフレットを新聞折込により全戸配布することにより、効果的な啓発が可能である。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 29 (医療分)】 鳥取県立歯科衛生専門学校学生確保事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,758 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>「鳥取県歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、歯科衛生士を中心とした予防歯科の取り組みが幅広く展開され、県民の健康づくりの一助となるなど、歯科医院のほか介護、福祉、教育の様々な分野において、歯科衛生士のニーズも高まっており、人材不足が懸念されている。</p> <p>県内唯一の歯科衛生専門学校において、高度化、多様化したニーズに対応できる人材を輩出する必要があるが、歯科衛生士という職種を知らない人も多く、まずは、テレビスポット等を活用して歯科衛生士及び予防歯科への興味、関心をもっていただくことをきっかけに、歯科衛生士を目指す人材を増やし、安定的・継続的な歯科衛生士の確保を図っていく必要がある。</p>	
	<p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立歯科衛生専門学校の入学者の維持：35人（R4年度入学） →35人（R5年度入学） 	
事業の内容（当初計画）	鳥取県立歯科衛生専門学校のテレビスポットCM（15秒間）を民放放送局により放映する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・放送局：民放2局 ・放送期間：3ヶ月・・・月40本（全120放送）／年 ・放送時期：体験入学、推薦、社会人入学、一般入学の各募集時期（7月、9月、12月頃） 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・放送局：民放2局 ・放送期間：3ヶ月・・・月40本（全120放送）／年 ・放送時期：体験入学、推薦、社会人入学、一般入学の各募集時期（7月、9月、12月頃） 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・県立歯科衛生専門学校の入学者の維持：35人（R4年度入学） →27人（R5年度入学） 	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>入学の時期のみでなく、体験入学等を含む複数のタイミングでCMを放送することで、より多くの方に興味を持っていただく機</p>	

	<p>会を提供し、入学者の確保を図っている。</p> <p>入学者数は前年を下回り目標には到達しなかったが、令和5年度は入学試験を例年より1ヶ月ほど前倒しで実施するなど、より多くの者が受験する機会を確保することで、入学者数の維持・確保を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>テレビスポット CMに加えて SNS での発信を行うなど効果的な PR に努めた。</p>
その他	

事業区分6：勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

事業の区分	6. 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備	
事業名	【No. 30（医療分）】 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備支援事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 85,980千円
事業の対象となる区域	県東部・県西部	
事業の実施主体	渡辺病院、済生会境港総合病院	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。 アウトカム指標： ・医師の時間外労働の上限規制に該当する県内の医療機関数： 4機関→2機関	
事業の内容（当初計画）	医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施する事業を行うために必要な費用を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	時間外削減取組医療機関：2機関	
アウトプット指標（達成値）	時間外削減取組医療機関：2機関	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の時間外労働の上限規制に該当する県内の医療機関数： 4機関→3機関 <p>（1）事業の有効性 医師等の人材の確保や医師の業務負担に資するシステムの導入等の経費支援により、医療機関の時間外勤務削減に向けた体制整備が進んだ。 アウトカム指標については、計画していた時間外削減の達成が困難として特例水準の指定を目指す医療機関が増加したことにより、目標に到達しなかった。対象医療機関を再調査し、必要な支援を実施することで、時間外勤務の削減を図る。</p> <p>（2）事業の効率性 医師の労働時間短縮に取組む医療機関への直接支援であり、事業の有効性は高い。</p>	
その他		

事業区分 5 : 介護従事者の確保に関する事業

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 参入促進 (中項目) 基盤整備 (小項目) 介護人材確保対策連携強化事業 (協議会設置等)	
事業名	【No. 1 (介護分)】 認知症サポートプロジェクト事業 ・認知症になっても安心して暮らせる共生社会	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	認知症になっても安心して暮らせる地域づくりに向けた官民連携プラットフォームを立ち上げる。 アウトカム指標：参加する企業等3団体	
事業の内容 (当初計画)	地域の企業・団体等との協議会やワークショップ等を開催し、認知症になっても安心して暮らせる地域への啓発への参画を促す。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	官民連携会議等の開催2回	
アウトプット指標 (達成値)	協議会の開催 令和4年度 新型コロナにより開催なし ※令和5年度内に実施の予定	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：地域の企業・団体等との協議会設置や講座開催等より認知症の方が参画しやすい社会づくりにつながる。 (1) 事業の有効性 認知症の方の暮らしやすい社会の構築に向けては、民間の協力を得た継続的な事業展開の推進と、多職種の連携協議を進めるための、認知症官民連携体制の構築が必要である。 (2) 事業の効率性 民間団体、行政 (県等)、認知症当事者が連携協力することで、効率的・効果的な事業遂行につなげる。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 基盤整備 (中項目) 基盤整備 (小項目) 介護人材確保対策連携強化事業 (協議会設置等)	
事業名	【No.2 (介護分)】 介護事業所で働く介護職員等実態把握調査事業	【総事業費】 1,845 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護従事者の確保・職場環境改善、地域の多様な人材育成等、「地域包括ケアシステムの構築」を図る。 アウトカム指標：介護職員数 R7年 11,848人(R1年 11,061人)	
事業の内容(当初計画)	介護事業所及び当該事業所の従業者に対し、実態把握のためのアンケート調査を実施する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	施策等に反映できる基礎資料	
アウトプット指標(達成値)	介護職員の入職・離職の実態や、参入促進・資質向上・労働環境改善等に対するニーズ等、基礎資料が得られた。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：介護人材対策各事業検討のための基礎資料が得られた。 (1) 事業の有効性 介護の仕事のイメージアップや外国人受入環境整備等、介護人材対策各事業の検討のための基礎資料とした。 (2) 事業の効率性 実施団体への補助により、効率的に業務を遂行した。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No. 3 (介護分)】 介護事業所等におけるBCP策定支援事業	【総事業費】 970 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護従事者の確保・職場環境改善、地域の多様な人材育成等、「地域包括ケアシステムの構築」を図る。 アウトカム指標:介護職員数 R7年 11,848人(R1年 11,061人)	
事業の内容(当初計画)	令和3年度介護保険制度改正に伴い義務化された介護事業所等のBCP策定支援のため、相談窓口の設置や研修会の開催等を行う。	
アウトプット指標(当初の目標値)	BCP策定研修会 1回、防災研修会 1回	
アウトプット指標(達成値)	BCP策定研修会 1回、防災研修会 1回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標:研修会等の開催により、介護従事者の資質向上につながった。 (1) 事業の有効性 BCP策定支援のための相談窓口の設置や、研修会の開催を通じて、感染症や自然災害が発生した場合でも、利用者と職員の安全を確保しつつ業務を継続できるよう、介護従事者の資質向上を図った。 (2) 事業の効率性 研修実施主体としての確かな介護労働安定センターに委託し、効率的に事業を遂行した。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No. 4 (介護分)】 高齢者施設における認定看護師現地指導事業	【総事業費】 156,750 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護従事者の確保・職場環境改善、地域の多様な人材育成等、「地域包括ケアシステムの構築」を図る。 アウトカム指標: 介護職員数 R7年 11,848人 (R1年 11,061人)	
事業の内容 (当初計画)	介護従事者の高齢者ケアのスキルアップのため、高齢者施設に認定看護師を派遣し、現場の状況を確認した上で、個別・具体的にケアに関する指導・助言を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	想定事業所数 約 75 事業所	
アウトプット指標 (達成値)	派遣事業所数 3 事業所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標: 高齢者施設の要望に沿って、認定看護師派遣・指導等により介護従事者の資質向上につながった。 (1) 事業の有効性 認知症看護、皮膚・排泄ケア、摂食・嚥下障害看護など高い専門性を有する認定看護師を介護施設に派遣し、研修・指導することにより、介護従事者の高齢者ケアのスキル向上につながった。 (2) 事業の効率性 県看護協会に委託し実施することで、効率的かつ効果的な事業実施が可能となっている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修 支援事業 (介護支援専門員資質向上事業)	
事業名	【No.5 (介護分)】 介護支援専門員オンライン研修環境運用事業	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護従事者の確保・職場環境改善、地域の多様な人材育成等、「地域包括ケアシステムの構築」を図る。 アウトカム指標:介護職員数 R7年 11,848人(R1年 11,061人)	
事業の内容 (当初計画)	介護支援専門員の法定研修において、Eラーニングなどのオンラインで受講できる環境の整備に必要なシステム等の保守管理を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	受講者数 (想定) ・実務者研修 (甲) 60人、実務者研修 (乙・丙) 100人 ・更新研修 (I) 100人、更新研修 (II) 100人 ・主任研修 50人、主任更新研修 40人	
アウトプット指標 (達成値)	受講者数 ・実務者研修 (甲) 158人、実務者研修 (乙・丙) 66人 ・更新研修 (I) 2人、(II) 125人、(I・II) 50人 ・主任研修 32人、主任更新研修 88人 ※令和4年度は基金からの経費負担はなし	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標:研修受講環境の整備を図り、介護支援専門員の資質向上につなげた。 (1) 事業の有効性 研修受講環境の整備を図り、介護支援専門員の資質向上につなげた。 (2) 事業の効率性 オンライン研修環境を整え、コロナ禍でも適正に事業を遂行した。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材確保 (小項目) 地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点事業	
事業名	【No.6 (介護分)】 認知症サポートプロジェクト事業 ・認知症本人と家族の一体的支援	【総事業費】 2,747 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	核家族化や未婚率の増加が進む中、老々介護など認知症介護家族を取り巻く状況を把握し、認知症本人と家族の世帯を一体的に支援している必要がある。	
	アウトカム指標：調査回答 2500 人	
事業の内容 (当初計画)	認知症介護家族を対象としたアンケート回答	
アウトプット指標 (当初の目標値)	アンケート調査 1 回、インタビュー調査 1 回	
アウトプット指標 (達成値)	アンケート調査 1 回、インタビュー調査 1 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：認知症介護家族の支援ニーズの正確な把握及び認知症対策事業の検討につなげた。	
	<p>(1) 事業の有効性 アンケート調査 (定量分析) とインタビュー調査 (定性分析) に実施より、認知症介護家族の支援ニーズの正確な把握及び認知症対策事業の検討につなげた。</p> <p>(2) 事業の効率性 認知症当事者関係団体に委託し、調査の内容、方法、結果の分析等を検討するための関係機関と連携し、効果的に事業を遂行した。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 緊急時介護人材等支援 (小項目) 新型コロナウイルス流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	
事業名	【No. 7 (介護分)】 高齢者施設の新型コロナ対策支援事業	【総事業費】 207,371 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の実施主体	介護サービス事業所	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護従事者の確保・職場環境改善、地域の多様な人材の育成等、「地域包括ケアシステムの構築」を図る。 アウトカム指標：介護サービス事業所によるサービスの継続	
事業の内容 (当初計画)	・新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所に対するサービス継続支援	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・介護サービス事業所に対する新型コロナウイルス感染症予防に係るかかりまし経費の支援	
アウトプット指標 (達成値)	・介護サービス事業所に対する新型コロナウイルス感染症予防に係るかかりまし経費の支援 ・令和4年度 185 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：介護サービス事業所に対する新型コロナウイルス感染症予防に係るかかりまし経費を支援した。 (1) 事業の有効性 新型コロナによるかかりまし経費等を支援し、介護事業所の安定的なサービス継続支援を図った。 (2) 事業の効率性 補助金運用に関して手続きの簡素化を図るなど弾力的な運用を行い、介護事業所への支援を図った。	
その他		